

東海村情報公開・個人情報保護審査会会議録

1	開催日時	令和元年8月30日(金) 午前10時から午前11時まで
2	場所	東海村役場行政棟2階205会議室
3	出席者	委員 武田隆志, 岩佐淳一, 石川龍一, 永目裕子, 田中調江 村防災原子力安全課 (以下「防原課」) 稲田課長補佐, 藤井主事 事務局 菊池総務課長, 鷹野課長補佐, 須藤係長, 星野主任
4	欠席者	なし
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1) 開会 (2) 会長あいさつ (3) 被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問) (4) 平成30年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について (5) 閉会
8	配布資料	・東海村情報公開・個人情報保護審査会次第 ・被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問) ・平成30年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況一覧
9	発言内容	(委員意見・質問) (3) 被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問) 委員：システムは庁舎外に設置ということだが、サーバーは業者が持っているのか。 防原課：サーバーは業者が持っているが、保守事業者は市町村の承諾がない限りアクセスできない仕様となっている。

委員：原発の事故もあったし、万が一の時に、被災者支援を迅速にやっという問題意識があつてのことか。

防原課：そのとおりであり、都道府県単位で整備が進んでいるものである。

委員：最終的な管理は総務課なのか。

事務局：総務課は、個人情報に関する監査は行っている。

委員：システムは誰が作るのか。

防原課：システムのプロデュースは県、技術的には国の防災科学研究所が主体的に作り、都道府県毎に遠用し、ブラッシュアップしたものを導入するに至ったものである。

委員：データを入れてシステムを作りあげていくのは役場の職員がやるのか。

事務局：データの抽出は委託し、CDの状態にして、取り込みは職員が行う。

委員：役場の職員だけでやるのであれば、安全は担保されるだろうが、委託で行うので、個人情報を利用されたり、漏れたりしないようにするというような安全性の確保は非常に大事である。データベース化すること自体は反対することではなく、早くやってもらいたいものはある。

事務局：細かい運用方法は決まっているのか。

防原課：この審査会で了承が得られれば、関係課と詰めていきたい。

委員：誰かがデータを引き抜くことはないのか。

事務局：住民基本台帳や税データは有線で通信し、システムは独立している。また、L GWANという公共の回線を利用することで他の一般の回線とは切り離す。

委員：何かあれば、内部の者が疑われるということか。

事務局：誰がアクセスしたか記録は残る。IDを知っている職員以外は誰も入れない。

委員：そうすると、怠慢な業者が一番怖い。

事務局：国のガイドラインもあり、現状、様々な業務システムの受託業者には厳しい条件を課して選定している。

委員：住民からするとよく分からない面はある。データ管理の安全性の確保をし、安心できるシステムとしていただきたい。

	<p>(4) 平成30年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について</p> <p>委員：原子力防災安全課に対する原子力関係の情報公開請求が多くあるが、請求者が多くいたのか。</p> <p>事務局：1名の方がまとめて請求したものである。</p> <p>委員：非公開にしたことに対して何か不満や異議といったものは出ていないのか。</p> <p>事務局：特にはない。</p> <p>委員：30年度はこの程度の件数ではあるが、今後、増えていくのだろうか。</p> <p>事務局：まとめた請求があったことから、例えば、原子力関係の懇談会などがあれば増えることはあるだろう。</p> <p>委員：自殺対策基本計画策定業務入札開票状況調書という情報公開請求があるが、計画を業務委託したということか。</p> <p>事務局：業務委託の入札結果に対する情報公開請求である。</p> <p>委員：法定外公共物特定図面とは何か。</p> <p>事務局：地番のない水路や道路などが法定公共物であり、その図面である。</p>
<p>10 結 果</p>	<p>議題の(3)被災者生活再建支援システムにおける個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問)については、継続審議とする。</p> <p>次回の審査会は、9月27日(金)午後1時30分から開催する。</p>